報告第10号

専決処分の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、 議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したの で、同条第2項の規定により報告する。

令和4年9月26日提出

岩倉市長 久 保 田 桂 朗

専決第3号

事故による損害賠償の額の決定及び和解について

令和4年7月21日に発生した事故について、次のとおり損害賠償の額を決定し、これに伴う和解をした。

令和4年8月10日専決

岩倉市長 久 保 田 桂 朗

	事 故		相手方住所	
市所属氏名	場所	概要	氏名	損害賠償の額
維持管理課	岩倉市八剱町	夢さくら公園	岩倉市八剱	70,400 円
会計年度任	寺山185番	で芝刈作業を	町137番	
用職員	1	行うため、市	地	
青山 稔		道北51号線	長遠寺代表	
		の隅に公用車	者	
		を駐車しよう	石川 友基	
		と後進で幅寄		
		せした際に、		
		公用車左後部		
		が寺院のフェ		
		ンスに接触		
		し、フェンス		
		を損傷させた		
		もの。		